

【別紙 2】

自然公園内県営公園施設指定管理者選定委員会議事要旨

1 委員会の開催状況

平成23年10月18日(火) 13:00~15:30

2 審議内容

(1) 委員長の選任

- ・委員の互選により、委員長が選任された。

(2) 審査の進め方について

- ・選定基準及び公表基準について確認がなされ、選定結果及び選定委員の職氏名について公表することが確認された。
- ・指定管理施設及び指定管理候補者の概要を説明し、指定管理候補者審査評価表による適否判定後、審議のうえ、候補者を選定することが確認された。

【質疑】

- ・評価表について、各項目で「否」があっても総合評価が「適」であれば候補者として「適」と判断されるのか。

「適」と判断する。

(3) 指定管理候補者の選定について

- ・事務局(自然環境課)より指定管理施設及び候補者の概要について説明がされた。

1、指定管理施設及び候補者

高浜園地休憩施設	五島市
頓泊園地休憩施設	五島市
蛤浜園地休憩施設	新上五島町
大浜園地休憩施設	佐世保市

4 施設まとめて

【選定理由】

- ・ 利用者のニーズにあった運営が可能であり、住民の平等な利用確保ができること。
- ・ 地元関係団体と一体となった管理運営が計画されており、自然公園内県営公園施設の機能を十分に発揮させた管理運営ができること。
- ・ 地元自治体の管理運営であり、安定的な管理運営が可能であること。

【質疑・意見】

- ・ 地方自治法の改正により指定管理者制度が導入されたが、3年間の実施状況をみると、自然公園施設への指定管理者制度は馴染まないのではと感じる。
- ・ 利用者増加に繋がる取組みを行っているか、また、維持管理が主体と言うことだが、自主事業はされているか。

【評価】

評価結果は別添のとおり

選定委員からの意見

- ・ 指定管理事業以外で様々な努力がなされており大変だが、今後とも使いやすい施設を目指して頑張ってもらいたい。
- ・ 施設及び周辺の園地について公共性が高く、園地については市町が管理していることから妥当である。

2、指定管理施設及び候補者

雲仙公園テニスコート 雲仙ゴルフ場株式会社

【選定理由】

- ・利用者のニーズにあった運営が可能であり、住民の平等な利用確保ができること。
- ・役員について地元観光関係者が就任し、宿泊施設等の連携により利用者数の増加が期待できる。
- ・ゴルフ場と一体となった管理運営により経費削減に努め、安定的な管理運営が可能であること。

【質疑・意見】

- ・「組織的に安定」とあるが、経営的には安定しているのか。
- ・平成22年度のテニスコートリニューアル工事は指定管理者が行ったのか。

【評価】

評価結果は別添のとおり

選定委員からの意見

- ・合宿を含めて、テニスパック等が効果をあげ、収入に寄与すること期待する。
- ・総合的には妥当と思うが、利用者を増やす為の具体策の掲示が望まれる。
- ・ゴルフ場と一体的管理が出来ていて素晴らしい。

3、指定管理施設及び候補者

論所原野営場 南島原市

【選定理由】

- ・利用者のニーズにあった運営が可能であり、住民の平等な利用確保ができること。
- ・市の施設一体となった管理運営により、経費縮減を図る他、施設管理のノウハウを有しており、県自然公園施設の機能を十分に発揮させた管理運営ができること。
- ・地方自治体の管理運営であり、安定的な管理運営が可能であること。

【質疑・意見】

- ・休憩施設と同様で自然公園施設への指定管理者制度は馴染まないのではと感じる。
- ・もっと計画的に事業を行えば収入は上がるのではないか。

【評価】

評価結果は別添のとおり

選定委員からの意見

- ・折角の良い施設なので、利用者へのPR等充実させて、利用者の増加に努めていただきたい。
- ・体験型農業が見直される中、隣接地と一体で企画を工夫して利用者増を計られることを期待する。

(4) 指定管理施設の経過報告について

- ・事務局（自然環境課）より指定管理施設の経過報告を行った。

1、指定管理施設

田代原野営場

【質疑】

- ・特になし

2、指定管理施設

金泉寺山小屋及び野営施設

【質疑】

- ・施設の移管について、地元自治体との協議は行ったのか。